

公文書管理に関する

今、国や地方自治体の公文書管理のあり方が問われています。

果たせていますか？現在、そして未来の住民への説明責任。

出

前

講

座

市町村長、管理職、文書管理担当者、一般職員向け

【主な講義内容】

- 公文書管理法の概要
- 公文書管理条例の必要性
- 公文書管理の基本
- 地域の歴史と公文書管理



無料

【派遣講師】 沖縄県公文書館 アーキビスト 仲本 和彦

【費用】 無料

【申込方法】

- 裏面の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、原則として1ヶ月前までに下記申込先へFAXを送付してください。（FAXに限ります。）

【申込期間】 令和2年9月1日～令和3年2月28日

【実施期間】 令和2年10月1日～令和3年3月31日

【講義時間】 質疑応答を含めて90分程度。（※ご相談に応じます。）

【会場】 県内のご希望の場所

【その他】

- 会場の確保、会場設営、受講者の募集等は申込者でお願いします。
- 新型コロナウイルス感染防止対策が必要なため少人数でもお受けします。

【趣旨】

公文書管理法は、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けました。さらに公文書管理の目的を「現在及び将来の国民に対し説明責任を果たす」としました。「現在の国民に対する説明責任」とは情報公開、「将来の国民に対する説明責任」は公文書による歴史の継承を意味します。その上で自治体に対して国と同様の施策を講ずるよう求めています。

先の大戦で沖縄県内の市町村は戦前までの記録のほ

とんどを消失し、戦後も米国統治という稀な経験をするなど、歴史を残すことは私たちにとって特別な意味を持ちます。

しかしながら、行政のあらゆる営みを記録し、残していくことはそう容易いことではありません。文書管理担当者だけでなく、**首長をはじめ部課長、一般職員まで**全庁的な理解と協力が必要です。

なぜ公文書管理は重要なのか、歴史として残すために公文書はどのように保存すれば良いのか——自治体の公文書管理のあるべき姿についてお話しします。

申込・問合せ先

（公財）沖縄県文化振興会

公文書管理課 市町村支援事業担当

FAX: 098-888-3879

TEL: 098-888-3875

rec.support@archives.pref.okinawa.jp

月～金（祝日・年末年始除く）9時～17時

www.okicul-pr.jp/index.html

公文書管理に関する
「出前講座」申込用紙

申込日：令和 年 月 日

市 町 村 名					
申 込 者	住 所	〒			
	市町村長名				
	担 当 者	所属部・課名	電話		
		氏名	FAX		
Email					
希 望 日 等	日 時	第1希望	月 日 ()	時 分	～ 時 分
		第2希望	月 日 ()	時 分	～ 時 分
		第3希望	月 日 ()	時 分	～ 時 分
	参加予定人数				
要 望 等					

本件担当

(公財) 沖縄県文化振興会 公文書管理課

住所：〒901-1105

南風原町字新川 148 番地の3 (沖縄県公文書館)

電話：098-888-3875 FAX：098-888-3879

市町村支援事業担当：瑞慶村、仲本

Email：rec.support@archives.pref.okinawa.jp